

2020年2月

「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」 の変更について

2016年4月1日施行の改正電気事業法に基づき、2020年4月1日に当社の完全子会社である関西電力送配電株式会社が当社の送配電事業を吸収分割にて承継することに伴い、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」（以下「契約要綱」といいます。）を、2020年4月1日以降変更いたします。つきましては、契約要綱の変更概要を下記のとおりお知らせいたします。

記

○変更概要

主に以下の点について変更しております。

- ・電気工作物等の接続その他の送配電に係る部分については、関西電力送配電株式会社〔以下「関西電力送配電」といいます。〕等の一般送配電事業者が別に定める「託送供給等約款」等の規定にもとづくものとします。
- ・また、発電者におかれましては、「託送供給等約款」等における発電者に関する事項（給電指令（出力抑制）の実施、託送供給等にもなう協力、発電場所の立ち入り等）について、当社および関西電力送配電株式会社双方との関係で遵守いただくことが必要となります。
- ・関西電力が、関西電力送配電等の一般送配電事業者から電力受給にもなう工事等に係る工事費負担金等の請求や設備の賠償請求等を受けた場合は、請求を受けた金額に相当する金額を発電者から申し受けるものとします。
- ・関西電力は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）その他の関係法令等にもとづく出力抑制時の補償について、発電者のお求めに応じ、原則として、関西電力送配電等の一般送配電事業者に請求し、補償を受けた場合は、当該補償相当額を発電者に支払うものとします。

以上